

## 第6期神川町障害福祉計画・第2期神川町障害児福祉計画（案）の概要

### 第1章 計画の基本的な考え方（計画案 P.1～）

#### 1.計画策定の背景及び趣旨（計画案 P.1）

平成30年3月に策定した「第5期神川町障害福祉計画・第1期神川町障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度に終了することから、見直しを行い、新たに「第6期神川町障害福祉計画・第2期神川町障害児福祉計画」を策定するものです。

「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の必要な見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画にあたるものです。

#### 2.計画の位置付け（計画案 P.1）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

#### 3.計画の期間（計画案 P.2）

令和3年度から令和5年度までの3年間

#### 4.計画の策定体制（計画案 P.2）

### 第3章 計画の推進（計画案 P.29）

### 第4章 成年後見制度の利用促進（計画案 P.30）

### 第2章 数値目標及び見込量（計画案 P.3～）

#### 1.令和5年度の数値目標（計画案 P.3～）

以下の事項について令和5年度における目標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### 2.障害福祉サービス等の見込量（計画案 P.12～）

以下の事項について令和3年度から令和5年度までのサービス提供の見込量と確保策を設定します。

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 障害児通所支援等
- (6) その他の活動指標

#### 3.地域生活支援事業の見込量（計画案 P.23～）

地域生活支援事業の各事業について令和3年度から令和5年度までのサービス提供の見込量と確保策を設定します。

- (1) 地域生活支援事業（必須事業）
- (2) 地域生活支援事業（任意事業）